

保険料率は段階的に厚生年金に統一されます



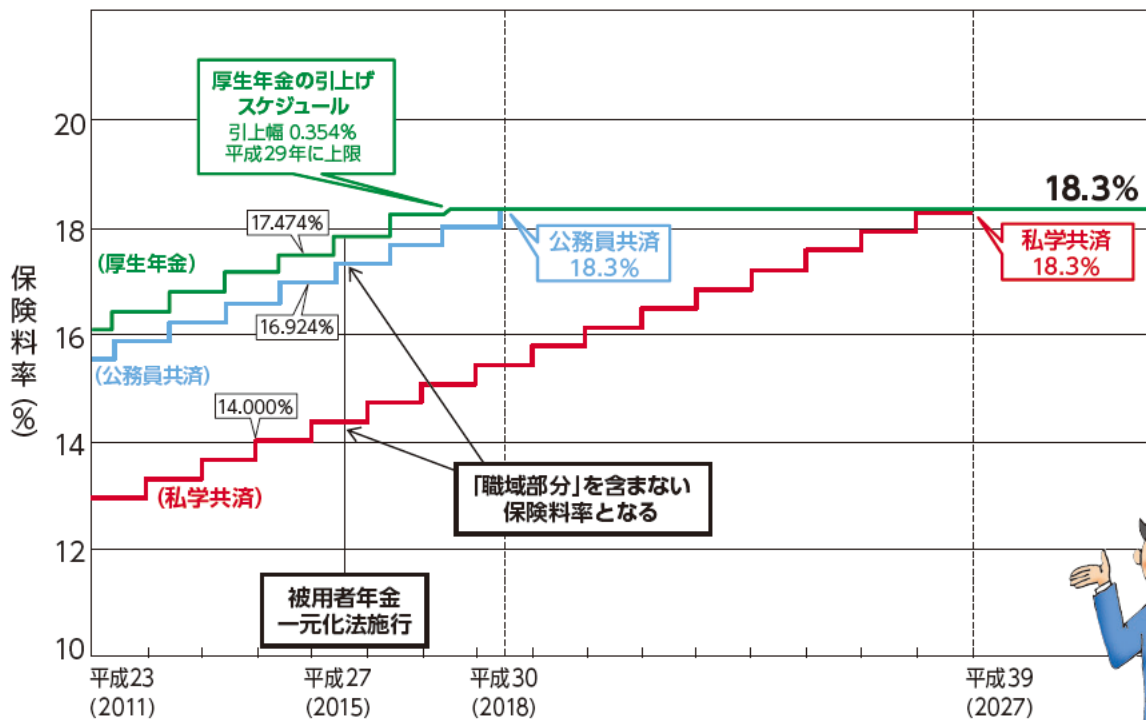
厚生年金及び共済年金の保険料率(掛金率)は毎年0.354%ずつ引き上げられており、平成30年9月に公務員に適用される保険料率(掛金率)が民間企業に勤務する者と同じ率になります。

また、現在の共済年金の保険料率(掛金率)は職域部分の給付も含めた保険料率(掛金率)になっていますが、職域部分が廃止される平成27年10月からは、職域部分を含まない保険料率(掛金率)になります。

なお、平成27年10月の一元化後は、共済年金の「職域部分」に代わる新たな制度として「年金払い退職給付」が創設され、その分の掛金率が0.75%(労使合わせて1.5%)を上限として加算されます。

図表6 保険料率(労使合計)の推移

(平成27年3月時点)



図表7 長期給付に係る保険料(掛金)率の推移

(単位：%)

区分	25年9月～	26年9月～	27年9月～	27年10月～	28年9月～	29年9月～	30年9月～
保険料率 (総報酬ベース) ①	16.570 (+0.354)	16.924 (+0.354)	17.278 (+0.354)	17.278	17.632 (+0.354)	17.986 (+0.354)	18.300
掛金率	給料に対する割合* (①×50/100×1.25)	10.35625	10.5775	10.79875	8.639	8.816	8.993
	期末手当等に対する割合 (①×50/100)	8.285	8.462	8.639			

※平成27年10月から、保険料(掛金)の算定方法は、手当率制から標準報酬制へ移行するため、
「給料に対する割合(①×50/100×1.25)」は「標準報酬月額に対する割合(①×50/100)」になります。